

佐川町新文化拠点運営基本計画

令和 5 年3月

佐川町教育委員会

1	運営基本計画策定の目的、期間、位置づけ.....	2
	(ア) 計画の目的.....	2
	(イ) 計画の期間.....	2
	(ウ) 計画の位置づけ.....	2
2	運営の方針.....	3
	(ア) コンセプト.....	3
	(イ) 運営基本方針.....	5
3	蔵書・配架計画.....	6
	(ア) アナログ資料.....	6
	(イ) デジタル資料.....	9
4	運営計画.....	1 1
	(ア) 開館日・開館時間.....	1 1
	(イ) 運営体制.....	1 1
	(ウ) 協働体制.....	1 3

1 運営基本計画策定の目的、期間、位置づけ

本運営基本計画を策定する目的、期間、位置づけを整理します。これらを踏まえて、運営の方針、蔵書・配架計画、運営計画を策定します。

(ア) 計画の目的

本計画は図書館と交流スペースを有する複合施設である佐川町新文化拠点（以下、「新文化拠点」という）が一体的に運営されるための指針として策定します。

佐川町では、平成 28（2016）年度に「第 5 次佐川町総合計画」を策定しました。策定後は住民協働で多くの取り組みが行われており、新図書館の整備についても「佐川町新文化拠点整備基本構想」や「佐川町新文化拠点整備基本計画」を町民との協働で策定する等、チームでまちづくりを進めています。

また、教育分野では主体的・対話的で深い学びへの転換が求められており、これらの状況により、従来の蔵書と閲覧スペースのみで成り立っているような図書館では十分な役割を果たすことが難しくなっています。

そこで佐川町の新しい図書館の整備にあたって、役割や機能を検討した結果、ふるさと教育の中心施設として位置付け、交流機能を併せた新たな文化拠点として整備することとしました。本計画は、これらを踏まえて両者が一体的・計画的に運営をするための指針となります。

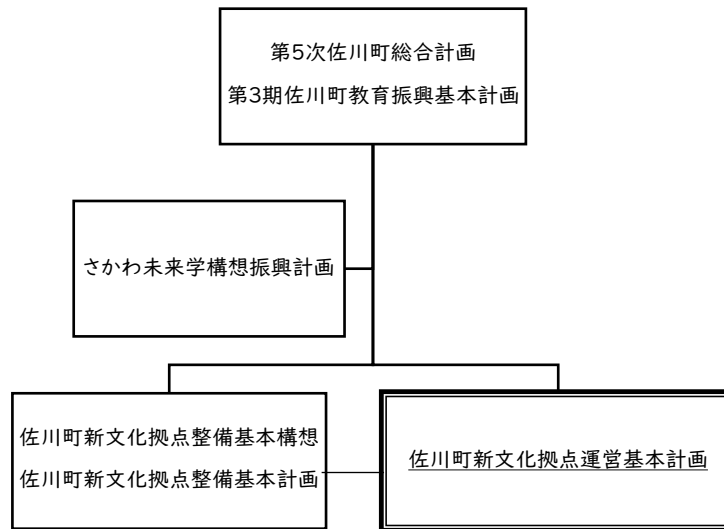
(イ) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度までの 5 か年とします。なお、令和 5（2023）年度から新文化拠点開館年度の令和 6（2024）年度までの 2 か年はサービスの移行期となるため本計画の試行期間とします。

(ウ) 計画の位置づけ

「第 5 次佐川町総合計画」「第 3 期佐川町教育振興基本計画」を上位計画とし、さらに「さかわ未来学構想振興計画」との整合を図りつつ策定された「佐川町新文化拠点整備基本構想」「佐川町新文化拠点整備基本計画」、これらが本計画を策定する上位計画であり、関連する計画となります。

【各種計画の関係性・関連性の構造】



2 運営の方針

運営の方針をコンセプトと運営基本方針の2点に整理します。コンセプトでは、これまで議論を重ねてきた「学び合いのサイクル」をあらためて確認します。運営基本方針は5項目に整理します。

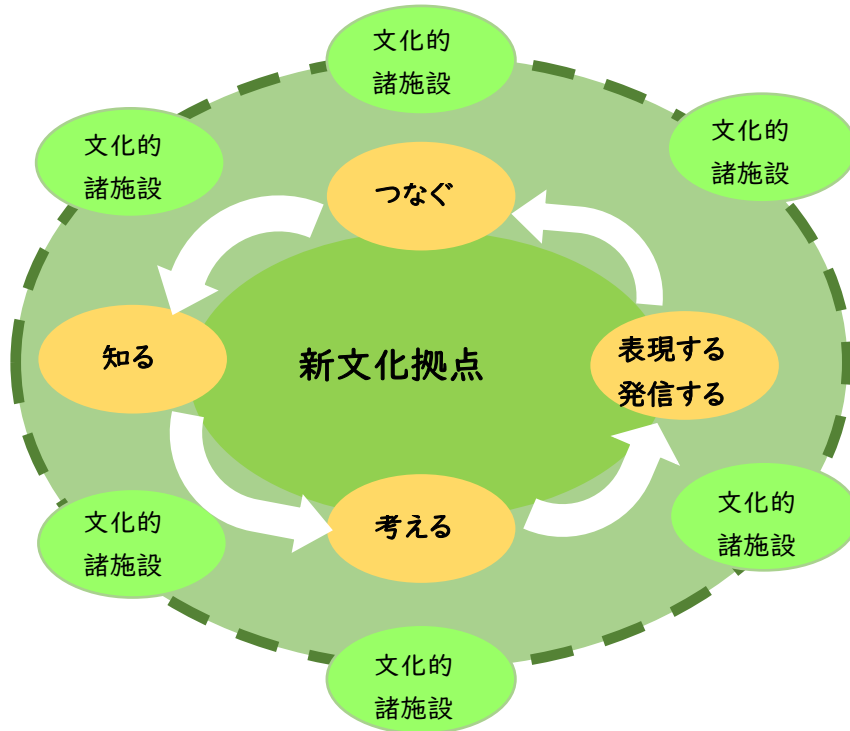
(ア) コンセプト

運営のコンセプトは整備基本計画で定めたコンセプトを継承します。整備基本構想・基本計画における「整備の5大方針」と「新文化拠点のコンセプト」は、施設整備の段階のものですが、開館後の運営のあり方を想定した内容となっています。

そこで、運営基本方針のコンセプトに反映し、整備と運営が一貫性を持つようにしました。これまで「学ぶ」という言葉からイメージされがちであった「教える・教わる」という一方的な関係性ではなく、人との関わりによって育む「学び合いのサイクル」を実現することで町民や利用者が互いに影響し合いながら文教のまちをつくりあげていく場を目指します。

【「学び合いのサイクル」のイメージ図】

ふるさと力、人間力、未来創造力を育む
大人も子どもも共に学び合う場



「整備基本計画」より

※文化的諸施設：イメージ図にある「学び合いのサイクル」を支える文化的諸施設として、基本構想では青山文庫や地質館、桜座等の社会教育施設、学校や保育園、観光施設等を例示しました。文化的諸施設はこれらの行政機関にとどまるのではなく、「学び合いのサイクル」という表現どおり、集落活動センター等のさまざまな施設が関連しあっていきます。その際、町民や企業による民間の事業・拠点との連携も深めていきます（第3期佐川町教育振興基本計画も参照）。

(イ) 運営基本方針

運営基本方針は運営基本計画の柱です。運営基本方針を定め、町民のみなさんと認識を共有することは、新文化拠点が「学び合いのサイクル」の中心として活動していくために、また協働で運営を行っていくためにも大変重要です。

【新文化拠点運営基本方針】

- ① 一人ひとりが心地よく自由に情報・知識にふれられる環境を保障します
- ② 「学び合いのサイクル」の中心として、町内外におけるネットワークを広げていきます
- ③ 佐川ならではの地域資源を生かす蔵書と情報環境を実現します
- ④ 誰にでも開かれた場として、利用に困難のある方々の個々の事情に配慮します
- ⑤ 町民と協働して運営していく場とします

- ① 一人ひとりが心地よく自由に情報・知識にふれられる環境を保障します

本施設の源流は高知県で最古の私設図書館である川田文庫に遡ります。川田豊太郎氏が当時貴重だった本や美術品を自宅の蚕室を利用して公開したという歴史的経緯を忘れず、誰もが心地よく自由に過ごせる環境の中で、自分自身と向き合う自己内対話から「問い」が生まれ、主体的・対話的な学びまでが展開される場を目指します。

- ② 「学び合いのサイクル」の中心として、町内外におけるネットワークを広げていきます

新文化拠点が「学び合いのサイクル」の中心と位置づけられているのは、新文化拠点は子どもから大人まで誰でも利用できる場であり、本や情報に出会い、人々が集う場であるからです。

そのために、個人の学びの充実とともに、子どもから大人までそれぞれの好奇心や疑問に応えるため、さまざまな分野や難易度の資料・情報を備えます。

併せて、新文化拠点に集う人々の交流を促す仕組みを整え、町内外におけるネットワークを構築し、多様な立場の人々の交流や「学び合い」を生む活動を支援します。

- ③ 佐川ならではの地域資源を生かす蔵書と情報環境を実現します

これまで「文教のまち」として蓄積されてきた資料と、それらを学び、その成果を発信し活用することで生み出される資料が混在した魅力ある蔵書をつくります。

デジタルアーカイブ等※の情報空間では、佐川町にしかない資料に誰もがアクセスできるようになります。また佐川町には無い資料にもアクセスできるよう情報環境を整えます。

④ 誰にでも開かれた場として、利用に困難のある方々の個々の事情に配慮します

さまざまな理由で図書館等の利用に困難のある方々の利用も進めます。新文化拠点では個々の事情に配慮しながら直接の来館の有無に関わらず、サービスを行います。その際には必要に応じて関連機関とも連携します。

⑤ 町民と協働して運営していく場とします

新文化拠点は、町民との協働で生まれた施設で、そこではさまざまな方々との関わりが生まれます。その関わりを生かし、開館後も町民のみなさんと協働で運営にあたります。

※デジタルアーカイブ：図書・出版物、公文書、美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み

3 蔵書・配架計画

コンセプト及び運営基本方針を実現するためには、蔵書や配架が重要な要素となります。時代の要請に向き合い、アナログとデジタルの両面で収集・構築し、以下の規模を実現します。

(ア) アナログ資料

運営基本方針にも示したとおり、新文化拠点では「佐川ならではの」蔵書と情報空間を目指します。それを踏まえて蔵書は最大で10万点とします。川田文庫は、そのうちの1万2,000点を占めますが、専用の収蔵庫に保存し活用を図ります。その他の書籍、雑誌、新聞等の図書館資料のうち、開架資料は最大5万点、閉架資料は最大3万8,000点とします。

閉架資料は、利用頻度が低い資料であっても保存する必要がある書籍や、郷土資料、新聞、雑誌のバックナンバー等とします。アナログ資料は、これまでの佐川町立図書館の資料を引き継ぎながら、計画的に蔵書の更新を行っていきます。当面の間、佐川町関係の資料、特に牧野富太郎関係の資料や植物等の自然科学関係の資料を重点的に収集します。

一般書・児童書は、分野ごとのバランスと各サービスに必要なものに配慮して収集します。このため、現在所蔵点数が少ない外国語の資料やLLブック※、大活字本等は特に意識して充実を図ります。利用者からのレファレンス※等により、資料ニーズを把握・検討し、幅広くきめ細やかな資料収集

を行います。新聞、雑誌も充実させていきますが、デジタル化の動向が速い分野であり、アナログ資料とデジタル資料との使い分けに配慮します。

なお、施設整備・開館準備の過程や開館後も町内外からの資料寄贈の申し出があるものと推測されます。こうした寄贈のご厚意に対しては、出版産業への一定の配慮をしながら、1) 郷土資料・地域資料は積極的に受け入れる、2) 学び合いのサイクルを支えることを目的に図書館が希望する資料を購入して寄贈したいという申し出に対しては、事前に書名、著者等の書誌情報をまとめた購入寄贈希望リストを公開し、購入寄贈を受け入れる、3) 受け入れにくいものは、適切な転用（寄付、売却、処分等）の方法を助言することとします。

なお、雑誌については佐川町が購読対象とした雑誌について、町内外からの購入のためのスポンサーをお願いする雑誌スポンサー制度を試みます。

また、これらの資料の寄贈をきっかけとした資料の掘り起こしや町内外の方々との交流が深まることを期待します。

AV 資料※については、媒体の変化が激しいため長期間の利用が見込めない恐れがあります。そこで大きなコレクションとはせず、佐川町関係のもの等を中心とした限定的な収集に留めます。

※LL ブック：誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた「やさしく読みやすい本」のこと

※レファレンス：資料や情報を求める利用者に文献の紹介もしくは提供する質問回答サービス

※AV 資料：オーディオ・ビジュアル資料の略。音声・映像の資料であり、CD や DVD 等の媒体で提供される

分野別の目標点数は以下のとおりです。

【分野別の目標点数】※NDC=日本十進分類法(現在の点数は令和5(2023)年1月時点)

内容	目標点数	現在の点数
郷土(佐川町・高知県)関係資料	8,000点	2,635点
一般書	4万点	1万8,718点
うち哲学・社会科学等 (NDC0~3類を軸に構成予定)	7,500点	3,221点
うち植物・産業等 (NDC4~6類を軸に構成予定)	7,500点	2,144点
うち芸術・スポーツ等 (NDC7~8類を軸に構成予定)	5,000点	1,514点
うち文学 (NDC9類を軸に構成予定)	2万点	1万1,839点
児童書(参考図書含む)	2万7,000点 (うち絵本4,000点)	1万3,887点
LLブックおよび大活字本	1,500点 (約900タイトル)	51点
外国語資料	1,300点	現在30点
新聞	8紙: 高知、朝日、読売、日 経、毎日、産経など	4紙: 高知、朝日、読売、日経
雑誌	40~50誌 5,000点	現在17誌+寄贈 1,020点
AV資料	400~500点	277点
川田文庫	1万2,000点	1万2,000点
その他 (ティーンズ資料、コミックス等)	5,200点	

【蔵書収集計画】

		開館前年	開館年	開館1年	開館2年	開館3年	開館4年	開館5年
年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
資料総数	47,000	52,000	57,000	62,000	67,000	72,000	76,000	80,000
増加点数	3,000	6,000	7,000	7,000	6,000	6,000	5,000	5,000
除籍点数	2,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

※資料総数には川田文庫 1 万 2,000 点を含む。

※現図書館の資料の現状から、開館時までに 1 万 6,000 冊程度の資料受け入れと一定の資料除籍が必要。

配架(蔵書の置き方)は、佐川スタジオ等の特設コーナーへの配置(別置)と日本十進分類法(NDC)による分類・配架を併用します。一般書と児童書は混配(一緒に置くこと)を基本とし、例えば植物に関する書籍は、図鑑も一般書も児童書も同じところにあるようにする等、同一テーマのものが一緒に見られるようにします。また佐川町関係の書籍は同じ分類の一般書の棚の隣に関連付けて置く等の工夫をします。このように配架の工夫を行うことで、大人も子どもも共に学び合う空間とします。

(イ) デジタル資料

個人のスマートフォン等でも利用できるデジタル資料は、いまや特別なものではなくなってきました。新文化拠点においても、地域資料のデジタルアーカイブ化等により、24時間利用が可能になります。また直接来館ができない方、紙媒体の資料の利用が困難な方へのサービスとして、デジタル資料のサービスは大変有効です。

運営基本方針にも示したとおり、「佐川ならではの」情報を集めた情報空間として佐川町資料を収集・公開するデジタルアーカイブを構築します。アナログ資料の中には佐川町にしかない資料や佐川町にあるからこそ意味のある資料があります。これらをデジタルアーカイブとして公開することは「学び合いのサイクル」の広がりにおいても、災害時等を想定した資料保存の観点からも大きな意味があります。デジタルアーカイブでは、すでにあるアナログ資料をデジタル化して公開していくほか、最初からデジタルで作成された資料も積極的に収集し公開していきます。

同時に国立国会図書館デジタルコレクションを積極的に活用します。具体的には図書館向けデジタル化資料送信サービスを用いて新文化拠点の端末から、以下の規模のデジタル資料を活用できるようにします。

【図書館向けデジタル化資料送信サービスでアクセス可能な資料数(令和4(2022)年10月時点)】

図書	昭和43(1968)年までに受け入れた図書、震災・災害関係資料の一部 約55万点
古典籍	明治期以降の貴重書等や清代後期以降の漢籍等 約2万点
雑誌	明治期以降に発行された雑誌(刊行後5年以上経過したもので、商業出版されていないもの) 約1万タイトル(約82万点)
博士論文	昭和63(1988)年度～平成12(2000)年度に送付を受けた論文(商業出版されていないもの) 約13万点

国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスだけでなく、個人向けデジタル化資料送信サービスやオーテピア高知図書館の電子書籍サービス「高知県電子図書館」に新文化拠点からアクセスできるようインターネット環境も整備します。特に令和4年12月にリニューアルされた国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービスは、

- ・ デジタル化資料約311万点のうち、入手が困難であることが確認されたもの約152万点
- ・ 昭和43年度までに受け入れた図書約54万点、明治期以降発行の雑誌約82万点が印刷も含めて利用できるようになっており、サービスの普及・啓発に努めます。

佐川町で特にニーズの高い分野については、有料オンラインデータベース※にアクセスできるようにします。これらの有料オンラインデータベースについては一般に認知を促進し、利用を向上させるプログラムを導入するとともに、学校等とも連携して認知を促進し、利用を向上させていきます。

また今後の情報環境サービスの検討のなかで具体的に整理を進めていきますが、利用者自身が自らの読書や活動の記録管理や表現・創造活動の発信ができる仕組みの検討も図っていきます。

※オンラインデータベース:有料で提供されている専門的なデータベース。図書館が契約・購入し、図書館内から無料で利用できる。

4 運営計画

コンセプト及び運営基本方針を実現するための運営計画として、現段階で想定する開館日・開館時間、並びに運営体制を整理します。

(ア) 開館日・開館時間

運営基本方針で述べたように、新文化拠点は町民と協働で運営し、開かれた場となります。そのため、開館日・開館時間は町民が協働活動に参加しやすい時間帯や平日の学生の利用等、より多くの町民が利用できるように配慮し、利用形態の変化に合わせて変更していきます。

来館しなくても利用できるサービスは、年間を通して原則的に 24 時間いつでも提供します。具体的には蔵書の検索と予約、デジタルアーカイブの検索・閲覧を想定します。また、佐川町が提供するサービスではありませんが、町内外の情報資源の所在をリンク先として示し、利用方法を普及・啓発していくためにも、新文化拠点のウェブサイトを運営します。

【開館日・開館時間】

開館時間	休館日
平日： 10:00～18:30 土日： 9:30～17:30	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日のうち、成人の日、建国記念の日、天皇誕生日、春分の日、昭和の日、秋分の日、勤労感謝の日 (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 (4) 館内整理日(毎月 1 回館長が定める日) (5) 資料特別整理期間 (毎年 1 週間以内で館長が定める日) 開館日は上記以外の日であり、特に祝日のうち、こどもの日や文化の日等、祝日の趣旨を踏まえて開館日とします。

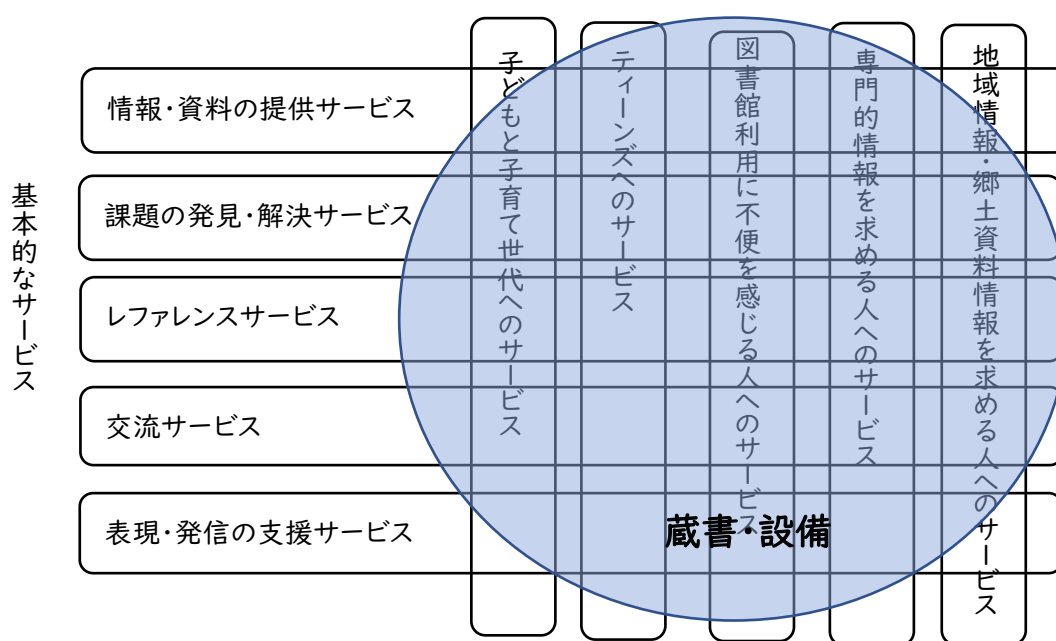
(イ) 運営体制

新文化拠点は「学び合いのサイクル」を実現する図書館と交流スペースからなる複合的施設ですので、その両者を横断し、全体を統括する施設長を配置します。これにより、一体的・融合的な運営が行えるような体制を整備します。

図書館には司書を配置し、資料の収集、整理、提供、保存や「整備基本計画」に示されている基本的なサービスと個別のサービスの実現にあたります。個別のサービスは5つの基本方針の実現に必要とされるサービスをイメージしています。このために司書は新文化拠点に留まらず、積極的にニーズのある場所に赴き、サービスの実現に努めます。

【サービスのイメージ図】

個別のサービス

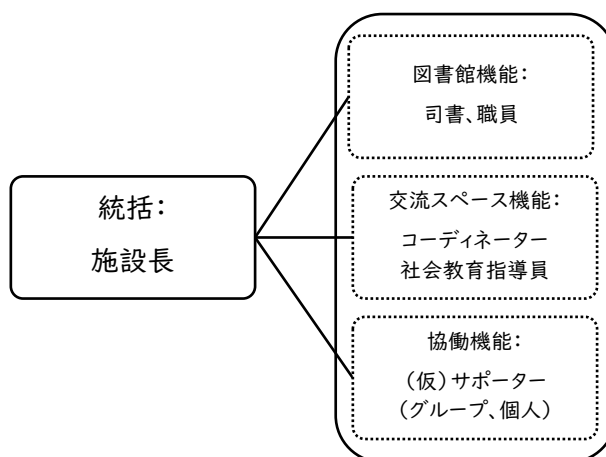


「整備基本計画」より

利用者同士の交流を促進するため、交流スペースにコーディネーターや社会教育指導員等を配置します。コーディネーターは、町民のさまざまな活動をサポートし、交流スペースを運営します。また、館内外の団体や個人と連携し、さまざまな事業の企画・調整や運営を担います。

司書、コーディネーターは施設長の統括のもと、常に協力しあい、司書は図書館だけでなく交流スペースの運営に、コーディネーターは交流スペースだけでなく図書館の運営に互いに積極的に関わっていきます。

【新文化拠点の運営体制の概念図】



(ウ) 協働体制

新文化拠点は、図書館・交流スペースの職員だけで運営するのではなく、新文化拠点の運営に関わるグループや個人とも協働で運営していきます。館内に活動拠点を設け、コーディネーターの調整により、個人・グループを問わず新文化拠点の活動に参加していきます。この協働体制での運営により、より充実した活動が営まれることになります。

佐川町では、すでに佐川町立桜座と桜座 CLUB やまちあるきガイドの佐川くろがねの会、牧野公園と牧野公園はなもり C-LOVE(くらぶ)で、協働での運営が積み上げられてきました。これらの優れた先行例に学びながら、新文化拠点では、さまざまな活動をされる方々の「ガイド」活動も協働体制に組み込み、町民と職員が一体的・融合的な体制で運営を進めていきます。そこで想定される協働活動は、たとえば次ページの表の内容のものがありますが、活動からの提案を踏まえて随時新たな活動が生み出されます。特に「ガイド」※活動では、ガイド自身が自らの活動を行いながら、利用者のサポートにあたることにより、さまざまな学び合いが生じることが予想されます。

※ガイド:新文化拠点におけるガイドとは、新文化拠点の各スタジオで自らも活動しながら、利用者のサポートをするほか、必要に応じて司書や交流スペースのスタッフにつなぐ等の役割を指します

【想定される協働活動】

協働活動は、年齢を問わず個人でもグループでもコーディネーターとアイデアを話し合いながら、さまざまな関り方ができるようにします。また、参加のきっかけを促すような体験型のプログラムを用意します。

施設管理	例：館内外の清掃補助、花壇の草引き・水やり・苗の植え替え等の施設全体の植栽の手入れ、館内外での利用者の移動補助等
図書館	例：自動貸出機の操作支援、寄贈資料の持ち寄り会の運営、図書館事業の企画・運営、館内外での読み聞かせ等の読書支援、資料の装備・修繕、集落活動センター等への資料配送等
交流スペース	例：スマホやタブレットの操作支援などの ICT 支援、デジタルアーカイブの作成、ワークショップの企画・運営等